

行政不服審査法（改正後）（平成26年法律第68号）

（裁決の効力発生）

第51条（略）

2（略）

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。

4（略）

行政不服審査法施行規則（改正後）（平成28年総務省令第5号）

（公示送達の方法）

第5条 法第51条第3項に規定する総務省令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項に規定する旨（第1号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 審査庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2 前項の規定は、法第61条において準用する法第51条第3項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「審査庁」とあるのは「処分庁」と、「同項」とあるのは「法第61条において準用する法第51条第3項」と、同項第1号中「審査庁」とあるのは「処分庁」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、法第66条第1項において準用する法第51条第3項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、第1項各号列記以外の部分中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「同項」とあるのは「法第66条第1項において準用する法第51条第3項」と、同項第1号中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と読み替えるものとする。